

平成 30 年 度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

平成 30 年度定期監査及び行政監査報告書

第 1 定期監査	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の対象とした部局	1
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	1
(4) 監査の実施期間	1
(5) 監査の場所	1
(6) 監査の手続	1
(7) 監査の主な着眼点	2
2 監査の結果	3
(1) 業務委託の執行状況について	3
(2) 建設工事の執行状況について	3
(3) 補助金の交付状況について	3
(4) 備品の購入状況について	3
(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について	4
(6) 公用自動車の管理の状況について	4
第 2 行政監査	5
1 監査の概要	5
(1) 監査の種類	5
(2) 監査の対象とした部局	5
(3) 監査の対象とした事項及び範囲	5
(4) 監査の実施期間	5
(5) 監査の場所	5
(6) 監査の手続	5
(7) 監査の主な着眼点	5
2 監査の結果	6
(1) 事務事業における課題と取組みの状況について	6
第 3 むすび	9

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

教育委員会事務局（教育総務課、学校統合推進室、学校教育課、生涯学習課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の平成30年4月1日から平成30年11月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況
- オ 職員の給与の支給及びサービスの状況
- カ 公用自動車の管理の状況

(4) 監査の実施期間

平成30年12月20日から平成31年2月27日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局及び現地

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 業務委託の手続きは適正に行なわれているか。

イ 建設工事の執行は適正に行なわれているか。

ウ 補助金の交付は適正に行なわれているか。

エ 備品の購入は適正に行なわれているか。

オ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

カ 公用自動車の使用は適正に行なわれているか。

2 監査の結果

(1) 業務委託の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、業務委託の手続きは適正に行なわれているかという点に着眼して、次の業務を対象に関係書類の確認及び質問を行なった。

- ア 平成 30 年度甲田小学校スクールタクシー運行業務（教育総務課）
- イ 美土里中学校 10 月分下校便スクールバス運行業務（教育総務課）
- ウ 可愛小学校既存校舎改修工事監理業務（学校統合推進室）
- エ 外国語指導助手（ALT）派遣業務（学校教育課）
- オ 安芸高田市成人式記念品業務（生涯学習課）
- カ 甲立第 2・3 号古墳発掘調査・整理業務（生涯学習課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 建設工事の執行状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、建設工事の執行は適正に行なわれているかという点に着眼して、次の工事を対象に関係書類の確認及び質問を行なった。

- ア 小学校エアコン設置工事（船佐小学校）（教育総務課）
- イ 甲田小学校バスシェルター整備工事（学校統合推進室）
- ウ 甲田小学校 3 階廊下流し台新設工事（学校統合推進室）
- エ 美土里 B&G 海洋センター体育館改修工事（生涯学習課）
- オ 吉田温水プール防犯機器修繕工事（生涯学習課）

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 補助金の交付状況について

該当がない。

(4) 備品の購入状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、備品の購入は適正に行なわれているかという点に着眼して、次の備品を対象に関係書類の確認及び質問を行なった。

- ア ソフト情報ボックス（学校統合推進室）

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(5) 職員の給与の支給及びサービスの状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、給与（特に時間外勤務手当等）は、適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は、適正に取り扱われているかという点に着眼して、時間外勤務及び休日勤務命令（計画）簿、出勤簿、休暇簿及び旅行命令簿・復命書を確認した。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(6) 公用自動車の管理の状況について

監査の実施手続きをもって試査により実施したほか、公用自動車の使用は適正に行なわれているかという点に着眼して、公用車使用簿の確認を行った。

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

教育委員会事務局（教育総務課、学校統合推進室、学校教育課、生涯学習課）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の平成30年4月1日から平成30年11月30日までを対象とした。

ア 事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間

平成30年12月20日から平成31年2月27日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行なわれ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行なわれているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について

監査した結果は次のとおりである。

ア 教育総務課

(ア) 情報教育推進基盤整備事業について

市内小中学校へICT機器（電子黒板及びタブレット端末）を計画的に整備し、効果的な授業実践を行うため、ICT教育推進協議会により学習支援ソフト等の導入について検討をすすめている。

多くの児童生徒はICT機器を活用した学習に興味を持っていると思われるため、ICT機器の整備拡充によって児童、生徒の学習意欲が一段と高まることが期待できる。

今後、ICT教育推進協議会等で検討をすすめ、タブレット端末等を効果的に活用した授業実践を各学校で展開できるよう、教育委員会及び学校がしっかりと連携して取り組んでいただきたい。

(イ) 就学援助事業について

就学援助費制度の効果的な運用をすすめるとともに、奨学金貸付制度についても、滞納対策とともに奨学金貸付金返還免除制度についての検証を行っている。

就学援助費の支給について、新入学の学用品代を入学前に支給するなど制度の運用改善に取り組まれており、引き続き制度の適切で効果的な運用に努めていただきたい。

奨学金の貸付制度では、貸付期間の満了の日以後、市内に居住した場合の免除制度を平成29年4月から導入されているが、貸付者の人数に大きな変化がみられないため、早急に課題を検証し、制度の改善に努めていただきたい。

また、滞納対策については、滞納者の実情を十分に把握したうえで、適正に取り組んでいただきたい。

(ウ) 学校管理運営事業について

経年劣化による老朽化が進行しており、児童生徒の安全確保のため、適切に施設を維持管理するとともに、建物の長寿命化を図る必要がある。

また、教育環境整備のため、平成29年度から計画的に小中学校の普通教室・特別支援教室のエアコン設置を行い、今後も特別教室の設置を

計画している。

経年により老朽し、児童生徒の安全確保が懸念される施設や設備については、緊急性や優先度で判断し、計画的な改修等に努めていただきたい。

また、小中学校のエアコン設置が進み、快適な学習環境が整えられる中で、学校施設が、児童生徒をはじめ市民の貴重な財産として、大切に扱われるよう心掛けていただきたい。

(エ) 給食センター運営事業について

経年劣化に伴い、施設の修繕が増加傾向にある。

また、アレルギー（代替食）対応者数が高水準の傾向にあり、多種多様なアレルギー対応も増えている。

増加する多種多様なアレルギー対応や地産地消の推進に引き続き取り組み、安全・安心な給食の提供に努めるとともに、食に対する感謝の気持ちを育むことにも努めていただきたい。

イ 学校統合推進室

(ア) 学校規模適正化推進事業について

将来的に展望のある教育環境の整備を目的に、平成28年3月に改定した「第2期学校規模適正化推進計画」に沿って取組を進め、八千代地区、甲田地区に続いて、可愛・郷野地区では平成31年4月の統合、開校準備を進めている。また、高宮地区においても、統合準備委員会において結論を導いた。

今後も円滑な統合に向けて、引き続き丁寧に協議を行い、地域・保護者と合意形成のもと事業推進する必要がある。

児童数の減少を背景として、特に課題となる小学校の過小規模校化の解決を重点とした小学校の規模適正化については、地域の合意形成に心を砕き取り組まれているところである。

今後も、地域や保護者と合意を形成することを第一に考え、慎重に取り組んでいただきたい。

ウ 学校教育課

(ア) 学力向上推進事業について

児童生徒に確かな学力を身につけさせるための取組を行っているが、学力調査における結果に反映されていないため、市指導主事等による授

業改善指導や学力向上対策委員会による取組をすすめている。

学力調査の結果を受けて、学力向上対策委員会を立ち上げ、各学校における授業改善のための課題及び重点的な取り組み内容が明確化された。

全教職員でその内容を共有し、同じ方向性を持って取り組むためのシステムを早期に確立し、学力の向上に結び付けていただきたい。

(イ) 安芸高田協育推進事業について

人口減対策のひとつとして、郷土理解学習を行っているが、「安芸高田市に将来住みたい、または戻ってきたいと思う小中学生の割合を55%以上とする」目標達成には至っていない。

本年度から「安芸高田郷土（ふるさと）学交流会」を実施するなど、児童生徒の郷土への愛着や誇りをより持たせるための取組をすすめている。

郷土理解学習や地域体験学習を通じ、郷土に対する愛着と誇りを持ち、安芸高田市に将来住みたい、または戻ってきたいと思う小中学生の割合を増やす取り組みが行われている。

今後も、郷土理解学習副読本「安芸高田市ものがたり」、「郷土！安芸高田市」を積極的に活用することや児童生徒が運営する「安芸高田郷土（ふるさと）学交流会」の充実を図るなど、安芸高田協育の基本理念である「郷土（ふるさと）を想い夢と志に向けてともに学び続ける人づくり」の推進に努めていただきたい。

エ 生涯学習課

(ア) 社会教育施設維持管理事業及び体育施設維持管理事業について

老朽化に伴う様々な補修、修繕が多発しているが、財政的な制限もあるため、影響範囲の検討等を行いながら優先順位をつけて対応している。

利用者のニーズや各施設の利用状況を検証しながら、緊急性・優先度を判断し、長寿命化の検討も行いながら計画的な維持管理に取り組んでいただきたい。

(イ) 文化財保護事業について

文化財保護事業において、国史跡の指定等で、専門的な事務が増加している。

今後、人材確保などの課題を検討する必要がある。

文化財保護事業は、地域資源を活かしたまちづくりに欠かせないものと考えられる。

国史跡である甲立古墳の保存・管理など、増加する専門的な事務に対応できるよう、課題を検討しながら取り組んでいただきたい。

第3 むすび

本市においては、平成27年3月に策定された第2次安芸高田市総合計画を受けて、同年4月に「第2次安芸高田市教育振興基本計画『つながり、学び、高め合う』安芸高田協育の推進～郷土（ふるさと）を想い 夢と志に向けて ともに学び続ける人づくり～」を策定し、総合計画に掲げられた市の将来像である、「人がつながる田園都市 安芸高田」の具現化を目指し、教育分野の各施策を実施されていることが伺われた。

2020年度には小学校、2021年度には中学校において新学習指導要領が全面実施となる。これまで大切にされてきた、子どもたちに「生きる力」を育む、という目標とあわせて、社会の変化を見据え、「社会に開かれた教育課程」の実現など新たな時代の学びへと進化する内容とされている。

また、同時期には、第2次安芸高田市教育振興基本計画が終了するため、次の計画策定の準備段階を迎えると思われるが、これまで取り組んできた施策について点検・評価をしていただき、明らかになった問題点や課題を整理するとともに、新たな学習指導要領の内容も反映させる計画となるよう期待する。

子ども達が成人した後も、安芸高田市で学んだことを誇りに思いながら、安芸高田市内外で自分らしく活躍し、本市の発展に貢献できる人材として成長できるよう、市民の理解と協力を得ながら、教育施策を推進していかれることを望むものである。